

## 実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
--------------	------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VI	男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
施策目標	2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
個別目標	1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
<p>(評価対象事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</li> <li>・育児支援家庭訪問事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・ショートステイ事業</li> <li>・トワイライトステイ事業</li> <li>・要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進</li> </ul>		
<p>※重点評価課題16（少子化社会対策に関連する子育て支援サービス）</p>		
<p>施策の概要（目的・根拠法令等）</p> <p>1 目的等 地域子育て支援拠点の設置促進や、生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業など地域における子育て支援施策の推進を図ることにより、安心して子育てができる社会の実現を目指す。</p> <p>2 根拠法令等 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）</p>		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室	
関係部局・課室	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室、職業家庭両立課、家庭福祉課母子家庭等自立支援室	

## 2. 現状分析（施策の必要性）

<p>平成19年の合計特殊出生率は過去最低となった17年の1.26から3年連続で上昇し1.37となったものの、出生数自体は横ばいで、依然として急速な少子化が進行していることや、核家族化の進行など家庭及び地域を取り巻く環境の変化により、家庭や地域における子育て支援機能が低下していること等が問題となっている。</p>
---

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H16	H17	H18	H19	H20
1	地域における子育て支援の拠点整備か所数 (全国の中学校区数の6割(6,000か所)以上/平成21年度)	-	-	-	4,386 【-】	4,889 【-】
2	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)	-	-	-	58.2 【-】	72.2 【-】
3	育児支援家庭訪問事業の実施市町村割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	20.6 【-】	24.6 【-】	42.9 【-】	45.3 【105.6%】
4	ファミリー・サポート・センターの設置か所数 (710か所以上/平成21年度)	344 【-】	437 【-】	480 【-】	527 【-】	570 【-】
5	ショートステイ事業実施施設か所数 (870か所以上/平成21年度)	364 【-】	430 【-】	511 【-】	546 【-】	613 【-】
6	トワイライトステイ事業実施施設か所数 (560か所以上/平成21年度)	134 【-】	210 【-】	236 【-】	268 【-】	304 【-】
7	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)	39.8 【-】	51.0 【-】	69.0 【-】	84.1 【-】	94.1 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室の調べによる。平成19年度は実績数、平成20年度は交付決定数である。平成19年度からの新規事業のため、16～18年度の数値は未記入。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室の調べによる。次世代育成支援対策交付金交付決定ベース。平成16～18年度の数値は、事業開始が平成19年度からのため、記載できない。 ・指標3は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室の調べによる。次世代育成支援対策交付金交付決定ベース。平成16年度の数値は、次世代育成支援対策交付金に計上されたのが平成17年度からのため、記載できない。 ・指標4は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課の調べによる。平成16～19年度は実績数、平成20年度は交付決定数である。 ・指標5及び6は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成16～19年度は実績数、平成20年度は交付決定数である。 ・指標7は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年度の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度は虐待防止ネットワークの設置割合、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置割合である。 ・上記3～7の指標に係る事業については、平成17年度より次世代育成支援対策交付金の特定事業(重点事業)として実施している。						
<b>施策目標の評価</b> <b>【有効性の観点】</b> 1 地域子育て支援拠点事業は、地域における子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するものであり、地域のニーズにこたえ着実に実施箇所が増加しており、その普及に向けて取組が推進されている。 2 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものであり、毎年度、定量的に実施か所数						

- を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。
- 3 育児支援家庭訪問事業は、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、市町村における児童虐待の発生予防の取組が進んでいる。
  - 4 ファミリー・サポート・センター事業は、地域の会員間による育児の相互援助活動であり、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。
  - 5、6 ショートステイ事業、トワイライトステイ事業は、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等を支援しており、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。
  - 7 要保護児童対策地域協議会を設置している市町村の割合は94.1%に達しており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制強化に向けて取組が推進されている。
- 以上のことから、平成21年度目標に向け着実に取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。

【効率性の観点】

地域子育て支援拠点事業の運営においては、地域の実情に応じ NPO 法人や社会福祉法人等が担い手となり民間活力を活かした事業を展開しており、効率的なサービスの提供が行われていると評価できる。

また、次世代育成支援対策交付金により実施する、生後4か月までの全戸訪問事業やファミリー・サポート・センター事業等（事務事業2～7）は、市町村行動計画をもとに作成される毎年度の事業計画を総合的に評価したうえで、計画全体に対し一括して交付金を交付するため市町村の特性・裁量を尊重した柔軟な執行を可能とし、市町村による創意工夫を活かした独自の取組のより一層の推進が図られることから、効率的であると評価できる。

【総合的な評価】

以上、有効性や効率性の観点からみた各事業の内容から、平成21年度目標値に向け取組が推進されているところであるが、今後、更なる取組が推進されるよう、児童福祉法を一部改正し、法律に基づく事業として位置づけたところである。また、今後策定される「子ども・子育て応援プラン（後期プラン）」においても、市町村の取組状況を把握し、引き続き施策の推進を図ることとしており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。

（※太字部分は、重点評価課題該当部分）

4. 個別目標に関する評価

個別目標1		地域における子育て支援等施策の推進を図ること				
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)				
		H16	H17	H18	H19	H20
1	地域子育て支援拠点事業実施か所数(単位:か所) (6,000か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	- 【-】	- 【-】	- 【-】	4,386 【-】	4,889 【-】
2	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	-	-	-	58.2 【-】	72.2 【-】
3	育児支援家庭訪問事業の実施市町村数 (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。	- 【-】	20.6 【-】	24.6 【-】	42.9 【-】	45.3 【105.6%】
4	ファミリー・サポート・センター	344	437	480	527	570

	の設置か所数 (710か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標4と同じ。	【-】	【-】	【-】	【-】	【-】
5	ショートステイ事業実施施設か所数 (870か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標5と同じ。	364 【-】	430 【-】	511 【-】	546 【-】	613 【-】
6	トワイライトステイ事業実施施設か所数 (560か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標6と同じ。	134 【-】	210 【-】	236 【-】	268 【-】	304 【-】
7	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度) ※施策目標に係る指標7と同じ。	39.8 【-】	51.0 【-】	69.0 【-】	84.1 【-】	94.1 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・施策目標2-1に係る指標1~7と同じ。						
個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から) 地域子育て支援拠点の設置促進や、生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業など地域における子育て支援施策が充実してきており、子育て中の親の孤立感・不安感の解消など、安心して子育てができる社会の実現に向けて取組が進んでいる。 一方、各事業とも実施は進んでいるものの平成21年度に設定している目標にはなお隔たりがあり、事業の普及促進に向けたPRや出張ひろばの開設促進のための要件見直し、法制上の努力義務を課すなど、更なる実施促進に向けた取組を進めているところである。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	1 地域子育て支援拠点事業					
平成20年度 予算額等	10,088百万円(補助割合:[国1/3][県1/3][市1/3]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
平成20年度 決算額	8,230百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、 <u>市区町村</u> 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						
「ひろば型」(つどいの場を設置し親子の交流促進や、子育て不安に関する相談等を実施する)、「センター型」(つどいの場を設置し親子の交流促進や、子育て不安に関する相談等を実施するとともに、地域に出向いて支援活動を実施する)、「児童館型」(民営の児童館において学齡児来館前の時間を活用し、つどいの場を設置し親子の交流促進や、子育て不安に関する相談等を実施する)の子育て支援拠点において、子育て親子の交流促進、子育てに関する相談の実施、子育て支援に関する情報の提供等の事業を実施し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を市町村が行うことを支援する。(平成19年度新規事業) 少子化や核家族化の進行、都市化による地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。このため、当事業において、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することが必要となっている。						
政府決定・重要施策との関連性						
「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)において、平成21年度末までに6,000か所以上整備することを目指している。						
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移(補正後)	-	-	-	8,441	10,088	

(百万円)					
予算上事業数等 ・実施か所数(か所)	-	-	-	6,138	7,025
事業実績数等 ・実施か所数(か所)	-	-	-	4,386	4,889
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
実施か所は増えているものの、さらなる拡充に向け、平成20年度において各地の取組事例をまとめたパンフレットを各自治体等に配布、平成21年度予算においてひろば型の機能拡充に対する補助単価の増や出張ひろばの開設促進のための要件見直しを行っており、引き続き子育て支援拠点の実施促進を図っていく。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	2 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)				
平成20年度 予算額等	37,500百万円の内数(補助割合:[国1/2相当][市区町村1/2相当]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	37,285百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐ。					
政府決定・重要施策との関連性					
「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)において、乳児健診未受診児など生後4か月までの全乳児の状況把握を平成21年度までに全市町村で実施することを目指すとしている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-			36,500の内数	37,500の内数
予算上事業数等 (※)	-	-	-	-	-
事業実績数等 ・実施市町村数 (箇所)	-	-	-	1,063	1,247
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は、その普及に向けた取組が推進されているものと認められる。平成21年4月から「乳幼児家庭全戸訪問事業」として児童福祉法上に規定されるとともに、市町村に対し実施の努力義務を課したところであり、全市町村での実施に向けて引き続き予算措置等により支援していく必要がある。					
※積算内訳がないため記載できない。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	3 育児支援家庭訪問事業				
平成20年度 予算額等	37,500百万円の内数(補助割合:[国1/2相当][市区町村1/2相当]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	37,285百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問により養育に関する指導、助言等を行うこ					

とにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

政府決定・重要施策との関連性

「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)において、平成21年度末までに育児支援家庭訪問事業を全市町村で実施することを目指すとしてされている。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	34,568の内数	33,956の内数	36,500の内数	37,500の内数
予算上事業数等 (※)	—	—	—	—	—
事業実績数等 ・実施市町村数 (か所)	—	400	451	784	799

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

育児支援家庭訪問事業を実施する市町村は着実に増加しており、養育支援が必要な家庭において適切な養育の実施を確保するための体制が整備されてきていることから、市町村における児童虐待の発生予防の取組が推進されているものと認められる。平成21年4月から「養育支援訪問事業」として児童福祉法上に規定されるとともに、市町村に対し実施の努力義務を課したところであり、全市町村での実施に向けて引き続き予算措置等により支援していく必要がある。

※積算内訳がないため記載できない。

個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価

事務事業名	4 ファミリー・サポート・センター事業
平成20年度 予算額等	37,500百万円の内数(補助割合:[国1/2相当][市区町村1/2相当]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )
平成20年度 決算額	37,285百万円の内数
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )

事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の送迎や預かり等の相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援する。

政府決定・重要施策との関連性

「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)において、平成21年度末までにファミリー・サポート・センター事業を710か所整備することを目標としている。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	34,568の内数	33,956の内数	36,500の内数	37,500の内数
予算上事業数等 (※)	—	—	—	—	—
事業実績数等 ・実施か所数(か所)	344	437	480	527	570

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

ファミリー・サポート・センターの運営費の補助を実施するとともに、ポスター、リーフレットの配付によりファミリー・サポート・センターの設置促進及び利用促進を図っており、実施か所は着実に増えている。「子ども・子育て応援プラン」の達成目標である710か所にはなお隔たりがあるため、さらなる設置促進に向け、都道府県によるファミリー・サポート・センター事業の広域調整等を実施し、引き続きファミリー・サポート・センターの設置促進を図っていく。

※積算内訳がないため記載できない。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	5 ショートステイ事業				
平成20年度 予算額等	37,500百万円の内数（補助割合：[国1/2相当][市区町村1/2相当]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	37,285百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、 <u>市区町村</u> 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等） 保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を、児童養護施設等において短期間預かる事業。					
政府決定・重要施策との関連性 「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）において平成21年度末までにショートステイ事業を870か所整備することを目標としている。					
事業（予算）実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	34,568の内数	33,956の内数	36,500の内数	37,500の内数
予算上事業数等 （※）	—	—	—	—	—
事業実績数等 ・実施か所数（か所）	364	430	511	546	613
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。） 短期入所生活援助事業を実施している自治体及び実施施設数は増加しているが、実施していない施設もあるため、地方自治体に対し積極的な取組及び事業内容の周知を働きかけ、目標達成に向け引き続き事業を推進する。					
※積算内訳がないため記載できない。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	6 トワイライトステイ事業				
平成20年度 予算額等	37,500百万円の内数（補助割合：[国1/2相当][市区町村1/2相当]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	37,285百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、 <u>市区町村</u> 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等） 保護者が仕事等の理由で帰宅が夜間にわたる場合や、休日の勤務等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を、児童養護施設等において預かる事業。					
政府決定・重要施策との関連性 「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）において、平成21年度末までにトワイライトステイ事業を560か所整備することを目標としている。					
事業（予算）実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	34,568の内数	33,956の内数	36,500の内数	37,500の内数
予算上事業数等 （※）	—	—	—	—	—

事業実績数等 ・実施か所数(か所)	134	210	236	268	304
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
夜間養護等事業を実施している自治体及び実施施設数は増加しているが、実施していない施設もあるため、地方自治体に対し積極的な取組及び事業内容の周知を働きかけ、目標達成に向け引き続き事業を推進する。					
※積算内訳がないため記載できない。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	7 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進				
平成20年度 予算額等	37,500百万円の内数(補助割合:[国1/2相当][市区町村1/2相当]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	37,285百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村における児童虐待防止の中核となる要保護児童対策地域協議会(保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等により構成される)について設置促進及び機能強化を図る。					
政府決定・重要施策との関連性					
「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)において、要保護児童対策地域協議会又は任意設置の虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置することを目指すとしている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	34,568の内数	33,956の内数	36,500の内数	37,500の内数
予算上事業数等 (※)	-	-	-	-	-
事業実績数等(※)	-	-	-	-	-
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
市町村における要保護児童対策地域協議会の設置が着実に推進されているが、全市町村で設置されるよう、未設置の市町村に対して、あらゆる機会を通じて設置を働きかけるとともに、設置後の機能強化を図るため、引き続き予算措置等により支援していく必要がある。					
※積算内訳がないため記載できない。					

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率		
指標1	目標達成率	-%
指標2	目標達成率	-%
指標3	目標達成率	105.6%
指標4	目標達成率	-%
指標5	目標達成率	-%
指標6	目標達成率	-%
指標7	目標達成率	-%
〔目標達成率を算定できない場合、その理由〕		
指標1、2及び4～7の目標達成率については、達成時期が平成21年度であるため。		
2 評価結果の政策への反映の方向性		



- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
  - ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
    - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
    - () 見直しを行わず引き続き実施
    - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
  - iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
- (理由)  
全体として、地域における子育て支援等施策の推進といった施策目標の達成に向けて取組が進展しており、引き続き推進していく必要がある。

3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）

- (施策目標に係る指標)
- i 指標の変更を検討
  - ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
- (個別目標に係る指標)
- i 指標の変更を検討
  - ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
- (理由)

6. 特記事項

- ①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当
- (1) 有・無
  - (2) 具体的記載
    - ・「次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年7月8日参議院厚生労働委員会）
    - ・「少子化社会対策基本法案に対する附帯決議」（平成15年7月22日参議院内閣委員会）
- ②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当  
(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)
- (1) 有・無
  - (2) 具体的内容
    - ・「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）
    - ・「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども子育て応援プラン）」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）
    - ・「新しい少子化対策について」（平成18年6月20日少子化社会対策会議決定）
    - ・「少子化は、我が国の活力にもかかわる問題であり（中略）保護者それぞれの事情に応じた多様な保育サービスを充実し、（中略）「新待機児童ゼロ作戦」を展開します。」（第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説）
- ③審議会の指摘
- (1) 有・無
  - (2) 具体的内容
    - ・「社会保障審議会少子化対策特別部会」第一次報告（平成21年2月24日）
- ④研究会の有無
- (1) 有・無
  - (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当
- (1) 有・無
  - (2) 具体的状況
- ⑥会計検査院による指摘
- (1) 有・無
  - (2) 具体的内容

⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

- |        |  |
|--------|--|
| VI-2-3 | 保育所の受入児童数を拡充するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること。    |
| VI-4-1 | 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること |
| VI-6-1 | 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること                        |